



税務調査でチェックされる「売上と原価（在庫・棚卸資産）」

②

週刊税務通信2020年6月8日号No.3608「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

売上以外の収益について

(1) 仕入割り戻し(リベート)

リベートの計上時期が調査で指摘されることがあります。リベートは、契約により販売価格や数量等で算定基準が明示される場合、購入日の属する事業年度で計上し、それ以外ではリベート額が通知された日で計上。

一般的に会社間でリベートを行う場合は、双方で基準を決めて契約することがほとんどですが、契約内容が経理に伝わっていないで、入金ベースで収益を計上し、期ずれとなっているケースがありますので注意が必要です。

(2) その他の収益

・受取家賃、各種受取手数料、くず鉄等の売却のように、定期的に見込まれるものは、前年対比で有無を確認。

棚卸資産の「数量」と「価格」について

今期の売上に対応しない原価は、損金ではなく、棚卸資産(商品・製品・仕掛品・貯蔵品等)として資産計上。棚卸資産は「数量×単価」で構成。

(1) 「数量」のポイント

- ① 実地棚卸がどのように実施(日時、場所、ルール、スケジュール)されているか
- ② 輸送(運送、配送)中の商品、外注先の「預け在庫」は計上しているか
- ③ 棚卸原票と決算計上数量は合っているか(転記間違い、桁間違い、集計間違いはないか)
- ④ 決算日前の仕入、決算日以降の売上から在庫計上漏れの可能性はないか
- ⑤ 工場の片隅にあるような長期滞留在庫、不良在庫の拾い漏れはないか(廃棄の場合、処分業者の領収書)
- ⑥ 期末未使用分のカタログ、消耗工具、販促用備品等の漏れがないか(期末大量購入品)⇒原則「貯蔵品」

(2) 「価格」のポイント

- ① 評価方法は届出をしている方法(届出なければ「最終仕入原価法」)で行っているか
- ② 取得に当たって直接要する費用(運送費、輸入品の関税)は含まれているか
- ③ 原価計算は正しく行われているか(標準原価と実際原価、間接費の配賦等)
- ④ 各製品、工事等の材料費、人件費、外注費等の振り分けは正しく行われているか
- ⑤ 前受金がある場合、それに見合う仕掛分の有無は検討したか
- ⑥ 未成工事の進捗と原価の支出の整合性(とれていないと他の工事へ原価の付け替えが疑われやすい)

(3) 棚卸資産の「評価損」

物価変動や過剰生産、建値の変更による時価の低下では評価損は認められず、以下の場合のみ認められる。

- ① 季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが明らか。
- ② 形式、性能、品質が著しく異なる新製品が発売されたことで、今後通常の方法により販売できない。
- ③ 破損や型崩れ、たなざらし、品質変化等により、通常の方法によって販売することができない。
- ④ 民事再生法の再生手続開始決定により、評価替えの必要が生じた。

実務では、同種の商品群として分類し、販売実績のある商品との比較で、下回った比率の平均値を算定して商品群の評価損としたり、簡易方法として、継続適用を条件に、商品を経過年数ごとに分類して一定の率で評価替えを行います(3年経過の商品⇒60%減、5年経過⇒40%減など)が、根拠を説明できるようにしておく。

【今月の経営格言】 お客様の「パートナー」になる
by 田中敏則 (元積水ハウス営業マン)

「売ろう、売ろう」では、お客様は疑心暗鬼になります。あなたがパートナーとなれば、お客様との関係は半永久的に続きます。 「日本一住宅を売っている営業マンの営業の手帳」より